

# ノーモア・ミナマタ近畿訴訟大阪地裁判決について

令和6年2月8日  
大臣官房環境保健部  
特殊疾病対策室

# ノーモア・ミナマタ近畿訴訟 大阪地裁判決について（概要）

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟については、令和5年9月27日に大阪地裁において、原告全員について損害賠償を認める判決が言い渡された。国は、同年10月10日、今回の判決は国際的な科学的知見や最高裁で確定した近時の判決の内容等と大きく相違することなどから、控訴した。

- 原告：過去に不知火海沿岸等に居住した128名
- 被告：国、熊本県、チッソ株式会社
- 大阪地裁判決（令和5年9月27日）の結論：
  - ・ 原告128名全員が水俣病に罹患していると認定し、1名につき損害賠償金275万円（慰謝料250万円、弁護士費用25万円）及び遅延損害金の支払いを認めた。
  - ・ ただし、国・県が責任を負うのはこのうち122名。（※国・県の規制権限不行使が違法とされるのは昭和35年1月以降のためばく露時期がそれ以前に終了している原告には責任を負わない）
- 国及び熊本県は令和5年10月10日に、チッソ株式会社は同年10月4日に、それぞれ控訴手続を行った。

## （国の主な控訴理由）

- ① 世界保健機関（WHO）が公表している発症閾値（神経の障害を発症することがないレベルの毛髪中のメチル水銀値）を下回る場合にも水俣病の発症を認めていること
- ② 魚介類を食べることによるメチル水銀のばく露から発症までの通常の期間（通常1か月、長くて1年程度）を超えて、十数年やそれ以上経過後の発症を認めていること
- ③ 遅くとも昭和44年以降は水俣湾周辺地域でも水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀のばく露が存在する状況ではなくなっていたにもかかわらず、それ以降も広い地域でばく露を推認していること